

意見広告

[第2弾]

裁判官は憲法を守る
ゴールキーパー

憲法前文第1文冒頭の「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」を守るために

I【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであることは争いが無い】

平成7(1995)年、政府委員(大出内閣法制局長官)は国会で、『憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つである』旨答弁した。従って、【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであること】については、原告・被告(日本政府)間で、争いが無い。

II【【憲法改正の国会発議】憲法96条1項の「各議院の総議員の2/3以上の賛成」の解釈】

1 憲法96条1項は、「①この憲法の改正は、各議院の総議員の2/3以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。(略)」(強調付加)と定める。
上記の「各議院の総議員の2/3以上の賛成」は、憲法前文第1文冒頭の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の定めを解釈基準として解釈すると、「各議院の総議員(=総「正当に選挙された国会における代表者」)の2/3以上の賛成」と同義である。

2 2025年参院選(選挙区)当選議員は、下記Ⅲ1～3記載のとおり、「正当に選挙された国会における代表者」に該当しないので、来春に行われる可能性のある憲法改正の国会発議での当該当選議員の投票は、憲法前文第1文冒頭の「正当に選挙された国会における代表者」を解釈基準として解釈適用されるべき、憲法96条1項違反である。

III【最大判令和5(2023)年10月18日(参)】

- 1 最高裁判令和5(2023)年10月18日(参)(以下、令和5年大法廷判決(参))は、『2022年参院選(選挙区)は、投票価値の不均衡の是正が未達成であり、投票価値の不均衡の是正が必要である』旨判示する。
- 2 2025年参院選(選挙区)の区割規定は2022年参院選(選挙区)のそれと同一であり、議員1人当たり有権者数格差は、それぞれ、1対3.13及び1対3.03であった。
- 3 令和5年大法廷判決(参)の同判示に照らして、『投票価値格差・是正未達成の2025年参院選(選挙区)当

選議員は、憲法前文第1文冒頭(「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」)の「正当に選挙された国会における代表者」に該当しないと解される。

なぜならば、もし仮に、当該選挙が正当な選挙であるとする、投票価値の不均衡の「更なる是正」(令和5年大法廷判決(参)民集77巻7号1669頁)が求められることなどあり得ないからである。

令和5年大法廷判決(参)が「更なる是正」を求めている以上、令和5年大法廷判決(参)は、当該選挙は、正当な選挙ではないと判断していると解される。

IV【2025年参院選(選挙区)当選議員は、憲法前文第1文冒頭の「正当に選挙された国会における代表者」に該当しない】

- 1 2025年参院選(選挙区)について、全16高裁判決(①福岡高裁;②広島高裁(補助参加);③仙台高裁;④札幌高裁;⑤広島高裁岡山支部;⑥仙台高裁秋田支部;⑦広島高裁;⑧名古屋高裁金沢支部;⑨広島高裁松江支部;⑩福岡高裁那覇支部;⑪福岡高裁宮崎支部;⑫東京高裁;⑬東京高裁(補助参加);⑭大阪高裁;⑮名古屋高裁;⑯高松高裁)の内訳は、下記(1)～(3)のとおりである。
- (1)11高裁判決(上記①～⑪)は、全て違憲状態判決である。
- (2)残余の5高裁判決の中、上記⑫東京高裁判決、⑬東京高裁判決(補助参加)は、いずれも、『現状の選挙区割のままで次回選挙が行われれば、違憲を免れない』旨判示する。
- 上記⑭大阪高裁判決も、『現状の投票価値は正の立法措置が講じられないまま、次回選挙が行われる場合は、今回と異なる判断もありうる』旨国会に対して強く警告している。
- (3)最後に残る上記⑮名古屋高裁、⑯高松高裁も、格差是正義務付き判決である。
- 2 即ち、全16高裁判決が全て、少なくとも、『2025年参院選(選挙区)は、投票価値の不均衡の是正が未達成であり、投票価値の不均衡の是正が必要である』旨判示している。
- 全16高裁判決の同判示に照らしても、上記Ⅲ3と同旨の議論が立つ。

V【歴史的な6つの高裁判決】

- 1 2025年参院選(選挙区)人口比例選挙請求裁判で、6高裁判決(上記Ⅳ1 ①～⑥)は、『本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く』旨判示した。
- 更に、6高裁判決(上記Ⅳ1 ①～⑤;⑫)は、同選挙に関し、『憲法は投票価値の平等を要求する』旨判示した。
- 2 1つの国政選挙につき、上記1記載のとおり、6高裁判決が『本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く』旨判示し、且つ6高裁判決が『投票価値の平等が憲法の要求である』旨判示(人口比例選挙判決)したことは、日本史上初である。
- 3 2025年、1つの国政選挙につき、各6高裁判決が上記1記載の判決を言渡したことにより、1945年(終戦)以降81年経過して、ようやく、非人口比例選挙の国会議員主権国家から脱皮して、人口比例選挙の国民主権国家(=有権者が、総投票数の過半数で、国会議員を通じて首相を決定する国家)誕生に向けて、歴史が動き始めた可能性がある。
- 4 現内閣、自民党議員等の現状の国会活動に照らして、来春の憲法改正の国会発議での、(上記Ⅳ1①～⑥の6高裁判決が『正当な選挙であることに疑問符が付く』旨判示した)2025年参院選(選挙区)当選議員の投票は、憲法前文第1文冒頭の「正当に選挙された国会における代表者」を解釈基準として解釈適用されるべき、憲法の予定していない、憲法96条1項違反である。

VI【裁判官は、憲法を守るゴールキーパー】(憲法99条(裁判官の憲法尊重擁護義務))

- 1 裁判官は、①憲法81条及び②憲法99条(裁判官の憲法尊重擁護義務)により、憲法を守るゴールキーパー(憲法の守護神)の行動を義務付けられている。
- 2 2026年2月20日、米連邦最高裁は、(連邦議会の承認なく発した、関税の大統領令を違憲無効と判決した)米連邦地裁判決及び米連邦高裁判決を支持した(但し、裁判対象の関税金額・1,660億米ドル(26兆円))。
- 米連邦の裁判所は、憲法を守るゴールキーパーの行

- 動をしている。
- 3 (1)2018年10月16日、ロバーツ米連邦最高裁首席判事(現職)は、ミネソタ大学ロースクールの公開講演会で、『米連邦大統領と米連邦議会は、国民のために発言する。裁判所は、国民のために発言しない。裁判所は、憲法のために発言する。』と述べた。
- (2)ロバーツ米連邦最高裁首席判事のこの言葉は、【裁判所が、憲法を守るゴールキーパーであること】を的確に指摘する。

4 裁判所が憲法を守るゴールキーパーであることは、米国でも、(日本国憲法81条が「裁判所の違憲立法審査権」を定め、99条が「裁判官の憲法尊重擁護義務」を定める)日本でも、同じである。

5 裁判官は、憲法を守るゴールキーパーとして、

- (i) 憲法99条(裁判官の憲法尊重擁護義務)、81条(裁判所の違憲立法審査権)に基づき、『2025年参院選(選挙区)は違憲無効である』旨判決し、
- (ii) (上記Ⅲ1～3記載の令和5年大法廷判決(参)の判示及び上記Ⅳ1～2記載の全16高裁判決の判示に照らして、「正当に選挙された国会における代表者」(憲法前文第1文冒頭)でない、2025年参院選(選挙区)当選議員が、来春、憲法改正の国会発議で投票するという、)憲法前文第1文冒頭の「正当に選挙された国会における代表者」を解釈基準として解釈適用されるべき、憲法96条1項違反を止める義務がある。同義務違反は裁判官の憲法99条違反である。
- (iii)昭和51年大法廷判決(衆)は、『当該選挙の違憲無効判決は、選挙を遡って無効にすることなく、将来に向かって無効とする』旨判示する(民集30巻3号251頁)。
- 従って、最高裁の選挙無効判決が言渡されても、同判決前に成立済の全ての立法は有効であるので、社会的混乱は一切生じない。

VII【5主要民主主義国(米、独、仏、英、韓)が人口比例選挙又は概ね人口比例選挙で行政権の長(首相、大統領)を選んでいるのに対し、日本は、投票格差・2(概数)倍(1票対0.5票)等の非人口比例選挙で首相を選んでいる。日本の選挙は異質である】

1 行政権の長(首相、大統領)を決定する選挙について言えば、6主要民主主義国家(米、独、仏、英、韓、日)の中、日本だけが投票価値格差・2～3倍の非人口比例選挙であるところ、他の5か国(米、独、仏、英、韓)は、全て人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。

格差・2～3倍の非人口比例選挙の日本の選挙制度は、上記の他の5か国のそれらと比べてきわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱しているといわざるを得ない。

国際標準は人口比例選挙です 5つの主要民主主義国家(英、独、米、仏、韓)	
 United Kingdom	 Germany
 United States	 France
 South Korea	
議院内閣制	ドイツ連邦…(完全人口比例選挙) 小選挙区比例代表併用制を採用するが、全議席は(比例代表への第2票の得票数)によって決まる。小選挙区はサンラグ方式を採用。 英連合王国…(概ね、人口比例選挙)(サンラグ方式) 格差±5% (1.11倍以下)
大統領制(大統領選挙)	フランス…(完全人口比例選挙) 韓国…(完全人口比例選挙) 米連邦…(概ね、人口比例選挙)

- 2 日本の国民一人当たり「平均賃金」
1992～2020年の29年間の国民一人当たり「平均賃金」(Average Wage)(但し、購買力平価)の値の推移は、下記表1のとおりである(OECDの公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない)。
国民一人当たり「平均賃金」を見ると、同期間で、日、韓、米、英、仏、独の6か国(ただし、いずれも、OECD加盟国)のなかで、日本だけが、僅か2%増加の水平状態で、他の5か国は、すべて右肩上がりであり、他の5か国中最低の独国ですら、26%増加である。
- 日本の国民一人当たり「平均賃金」は、絶対額でも、6か国のうちの最低で、38,515米ドル(ただし、韓国は41,960米ドル)である。
- 3 全世界のGDPの中の日本のシェアは、1995年に、18%であったが、2023年に、4%に激減した*1。
- これは、国難である。
*1 第216回国会 石破内閣総理大臣所信表明演説

	1992年平均賃金(A)	2020年平均賃金(B)	1992年から2020年の推移(B÷A)×100%
米	48,389米ドル	69,392米ドル	143.4%
独	42,562米ドル	53,745米ドル	126.2%
英	33,306米ドル	47,147 米ドル	141.5%
仏	35,577米ドル	45,581米ドル	128.1%
韓	23,796米ドル	41,960米ドル	176.3%
日	37,483米ドル	38,515米ドル	102.7%

表1(6カ国／国民一人当り平均賃金)

- 4 人口比例／概ね人口比例の国政選挙の国で、主権者(国民)の投票数の49%の得票者が、大統領に当選しなかった4か国とドイツと日本
- (1)【米国】2024年11月 米連邦大統領選(概ね人口比例選挙)
1位 トランプ氏……………50.8%(77,302,580票)
2位 ハリス氏……………49.2%(75,017,613票)(但し、相対的得票率)
- (2)【韓国】2022年3月 韓国大統領選(人口比例選挙)
1位 尹錫悦氏……………50.4%(16,394,815票)
2位 李在明氏……………49.6%(16,147,738票)(但し、相対的得票率)
- (3)【ブラジル】2022年10月 ブラジル大統領選(人口比例選挙)
1位 ルーラ氏……………50.90%(60,345,999票)
2位 ボルソナーロ氏………49.10%(58,206,354票)
- (4)【ペルー】2026年6月 南米ペルー大統領選(人口比例選挙)
1位 ケイコ・フジモリ氏……50.1%(9,223,396票)
2位 サンチェス氏………49.9%(9,173,755票)
- (5)【ドイツ】2025年ドイツ連邦議会選挙では、与党であるCDU/CSU及びSPDの3党が総投票数*2の52%を得票し、52%の議席を獲得した(右記表2)。投票率は82.5%。
- (6)【日本】2025参院選では、比例区で、与党(自民・公明)が総投票数の30.4%の得票であるにも拘わらず、全125議席中、37.6%の47議席を獲得した(右記表3)。これは、上記4か国の国政選挙(大統領選)及びドイツ国政選挙(首相決定)と比べて、異次元の差異である。

	獲得議席(割合) (全630議席中)	得票数(得票率) (全42,833,356票中)*2
与党	328 (52.%)	22,309,526 (52%)
CDU/CSU	208 (33%)	14,160,402 (33%)
SPD	120 (19%)	8,149,124 (19%)

表2(ドイツ選挙) *2:5%阻止条項の適用あり。

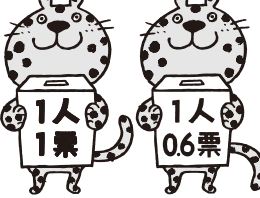
獲得議席	議席獲得率(選挙区+比例区) (全125議席中)	得票数(比例区)	得票率(比例区) (全59,185,396票中)
与党:47	37.6%	18,018,876	30.44%
自民:39	31.2%	12,808,306	21.64%
公明:8	6.4%	5,210,569	8.80%

表3(2025参院選)

 一人一票実現国民会議
公式Xアカウント:
@hitori_ippyo #ippyo

 サガーキーによる応援アカウント
一人一票実現しよう!
http://www.facebook.com/hitori.ippyo

 お問い合わせ ippyo@ippyo.org
合わせ | Fax.03-3780-3221
EmailとFaxのみで受け付けております。
連絡先 〒150-0031東京都
渋谷区桜丘町17-6



あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。
<https://www2.ippyo.org/>

【この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。】
振替口座：三井住友銀行 渋谷駅前支店(普通)4301426 / 郵便振替口座番号 00120-5-417561
名称：一人一票実現国民会議 ※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧ください。

認定NPO法人 一人一票実現国民会議